

練馬区告示第 **400** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により特別区道路線（練馬駅北口地下駐車場）の供用をつぎのように開始する。

なお、その関係図面は、令和8年8月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	編 入 区 域	増 面 積 (平方メートル)
12-446	練馬区 練 馬 一 丁目 6103 番 39 地先	110.51

特別区道路線供用開始図

練馬一丁目地内

縮尺 600分の1

- 特別区道
- 供用開始部分

